

「長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業」説明会  
事前質問&回答

- ・薬局内に専用スペースを設けることができないため、ドライブスルーのみの実施でもよいか。
- ・ドライブスルー方式で、薬局駐車場から離れた場所(人目のつかない場所)に移動して検査を実施することは可能か。
- ・検査希望者が来局した時のみ設置するパーティションや簡易テントでの実施でもよいか。  
→いずれの方法でも可能ですが、検査管理者による利用者の検体採取の立会い及び検査結果の確認は確実に行ってください。なお、駐車場の安全確保、プライバシーに十分配慮するとともに、検体を採取できる十分な広さ、検体採取の様子及び検査結果を確認できる明るさを確保してください。
- ・日時などを指定して予約制で受け付けることは可能か。  
→利用者の利便性を考慮し、事前予約なしで受けられることが望ましいことから、予約制とすることは避けていただき、例えば、来局前に連絡をいただくなどの方法によりご対応願います。
- ・他の業務への影響を最小限にしたいため、1日の検査数の上限を設定してよいか。  
→業務の実情に応じて対応可能な範囲で実施してください。なお、対応可能な検査数を超えて来局された利用者に検査をお断りする場合には、近隣の検査実施事業者を紹介いただくなどのご配慮をお願いします。
- ・検査管理者について、薬剤師であれば厚生労働省の理解度確認テストは受けなくてもよいか。  
→薬剤師であっても、講習の受講及び理解度確認テストを受けていただく必要があります。
- ・検査管理者について、理解度確認テストの答案用紙(全問正解のもの)の保管で証明としてよいか。  
→構いません。
- ・検査依頼者が子供の場合は、自分自身で検体の採取を行うことが難しいと思うが、その場合はどのようにしたらよいか。  
→検査管理者は利用者の検体採取に立ち会う者であり、検体採取を行う者ではありませんので、利用者が子供の場合には、その保護者が採取するなど、検査依頼者側が自ら採取していただくようお願いいたします。なお、未就学児(概ね6歳未満)については、その保護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で検査は不要です。
- ・検査結果が「再検査」となった場合は、2回目検査を実施してよいのか。  
→利用者の意向を確認した上で、再検査していただいても構いません。
- ・検査回数に上限はあるのか。  
→検査回数に上限はありません。なお、利用者にご記入いただく無料検査申込書には、検査の利用回数をご記入いただくようになっており、1月につき3回程度以上検査を受けている利用者には、検査管理者がその理由を聞き取り、申込書裏面の確認欄にその内容を記入してください。
- ・検査キットの品切れ等により検査の受付ができない場合は断ることが許されるか。  
→品切れすることのないよう在庫の管理をお願いしますが、利用者が多く来局した等の理由により品切れになってしまった場合には、利用者に事情を説明してください。なお、検査をお断りする場合には、近隣の検査実施事業者を紹介いただくなどのご配慮をお願いします。
- ・ワクチン未接種は、何をもって判断するのか。  
→検査受付時に利用者にご記入いただく無料検査申込書に、ワクチン接種の有無を記入する項目

がありますので、その記載をもってご判断願います。(ワクチン接種の有無はあくまで利用者の自己申告に基づきます。)なお、申込書の裏面にて、申込書の記入内容に虚偽がないことを利用者に疎明していただくことになっており、県が必要と認めたときは、市町村にワクチン接種履歴を照会する場合があります。

- ・ 1 回目接種を行い副反応が出たため 2 回目接種ができなかった場合は対象となるのか。  
→ 無料検査申込書の項目 4 で「いいえ」を選択し、項目 5 で「②健康上の理由」を選択いただくことで無料検査の対象になります。
- ・ 検査結果の有効期間の考え方を知りたい。(検査時間から 24 時間なのか、検査日の翌日か)  
→ 検査結果の有効期間は、PCR 検査等が「検体採取日+3 日」、抗原定性検査が「検体採取日+1 日」であり、時間単位ではなく、日単位となっています。
- ・ 検査結果が陽性となった場合、どのように対応するのか。  
→ 検査結果が陽性となった場合には、利用者に「かかりつけ医などの医療機関又は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診すること」、「医療機関への移動は、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けること」を確実に伝えてください。なお、検査実施事業者が発行していただく検査結果通知書にもその旨の記載がありますので、必ずご確認ください。
- ・ 検査結果が「陽性」となった場合、対応した従業員は「濃厚接触者」となるのか。  
→ 検体採取に立ち会う検査管理者が、受検者から飛沫を浴びないようにするなど、感染症対策にも留意し、受検者との間に十分な距離(目安 2 メートル)を確保するか、ガラス窓のある壁等により隔たりを設けた上で、サージカルマスク又は不織布マスク及び手袋の着用等による防護措置を講じて対応していただければ、「濃厚接触者」になることはありません。
- ・ 体制整備の費用について、検査申込書・検査結果通知書等を発行するための PC やプリンターは対象となるか。  
→ 今回の無料検査事業に使用するものと認められれば補助の対象になりますので、無料検査申込書や検査結果通知書等を発行するための PC やプリンターも基本的には補助の対象となり得ます。なお、補助の対象になるか否かについては、検査実施事業者の登録にあたって提出いただく実施計画書の添付書類(検査体制の整備に要する費用(見込み)の内訳)で確認させていただきます。
- ・ 検査実施に係るマニュアルを作成することとされているが、どんな内容を盛り込んでいけばいいのか。また、雛形はあるか。  
→ 検査実施場所、感染防護具の種類、陽性時の対応等を盛り込んでいただきます。なお、国から通知されている「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」及び「PCR 検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」をいつでも参照できるように常置していただくことでマニュアルに代えることができます。
- ・ 店舗販売業でも事業実施者に応募できるか。  
→ 店舗販売業者は検査実施事業者になることはできません。薬局又は薬局併設の店舗に限られます。
- ・ 薬局で PCR 検査を実施する方法はあるか。  
→ PCR 検査は、店頭で採取した検体を民間検査機関に送付して検査を依頼するため、検査実施事業者(薬局)と民間検査機関との間で委託契約を締結していただければ実施することができます。